

令和6年度子育て世帯層向け移住促進オンデマンドセミナー動画制作業務委託 仕様書（公募用）

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上契約を締結する。

1 業務名

令和6年度子育て世帯層向け移住促進オンデマンドセミナー動画制作業務委託

2 目的

統計調査開始以来一貫して人口が増え続けてきた本県も、令和4年4月に国が公表した人口推計において初めて人口減少を記録した。こうした状況の中、今後も人口を維持し地域の担い手を確保するためには、県外からの移住促進に取り組む必要がある。

内閣府の調査によると子育て世帯などの若年者層は他の年齢層に比べて地方移住への関心度が高く、本県への移住相談者もその半数以上が20歳代から40歳代の子育て世帯層である。本県は子育て世帯層向けセミナーなどを毎年度開催してきたが、ターゲットである子育て世帯層は仕事や育児・家事など多忙であるため、決められた日時・場所にセミナーに参加することが難しい場合が多いという課題がある。

他方、デジタル社会の進展により情報収集手段は急速に変化し、雑誌や新聞、テレビ、ラジオという既存の情報メディアに代わりインターネットによる情報検索・収集が主流になっている。さらに、近年では子育て世帯層を含む若年者層を中心に、オンデマンド配信動画による情報収集が増加している。

そこで、「子育てしながら豊かに暮らせる場所＝埼玉」の魅力を効果的にPRするため、いつでも・どこでもセミナーを視聴できるオンデマンドセミナー動画を制作する。これにより、多くの子育て世帯層に子育てしやすい埼玉、暮らしやすい埼玉を知ってもらうことで本県への更なる移住促進を図る。

3 期間

契約締結日から令和7年2月28日

4 委託業務内容

(1) 子育て世帯層向け移住促進オンデマンドセミナー動画制作業務

ア 目的	仕事や育児・家事など多忙である子育て世帯層に「子育てしながら豊かに暮らせる場所＝埼玉」の魅力を伝えることができるよう、工夫を凝らしたクオリティの高いオンデマンドセミナー動画を制作する。
イ 業務内容	子育て世帯層向け移住促進オンデマンドセミナー動画（以下「セミナー動画」という。）を3本以上制作する。

ウ 提案内容	<p>本県には東京23区内への交通の利便性と豊かな自然、災害の少なさなど、暮らす場としての高い優位性がある。</p> <p>移住検討者に対して本県への移住を促進するには、本県での暮らしや子育ての魅力、移住者の暮らしぶりなどを紹介することが効果的と考えている。</p> <p>このような趣旨を踏まえた上で、移住後の豊かな暮らしや子育てのしやすさについて具体的なイメージができるものであって、本県に移住したくなるクオリティの高いオンデマンド配信型のセミナー動画の制作企画を以下のとおり提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● セミナー動画の制作本数及び本企画提案の趣旨に沿った全体テーマ・狙い、セミナー動画各回のテーマ、構成（時間、項目、内容等）を提案すること。なお、提案するテーマなどが事業目的達成に向けて最も効果的である理由・根拠を明示すること。 ● より多くの人に、最後まで視聴していただくための工夫を提案すること。
エ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 1本当たりの動画の時間は指定しないが、本業務で制作するのは移住先としての本県のイメージ動画やプロモーション動画ではなく、あくまでセミナー動画であることを踏まえた上で提案すること。 ● 各回のセミナー動画のテーマや題材が県内の特定のエリアに集中しないように構成すること。 ● 出演するゲスト（移住者）の生活圏で取材・ロケを実施しセミナー動画内で放映するなど、ゲストの移住後の暮らしぶりが具体的に伝わるような内容を提案すること。 ● セミナー動画には全編字幕を付け、無音でも内容が理解できるように工夫すること。
(2) ショート動画制作業務	
ア 目的	<p>(1)で制作したセミナー動画を多数視聴してもらうため、短時間で効果的にセミナー動画の内容を伝えることができるショート動画を制作する。</p>
イ 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー動画1本につき1本以上のショート動画を制作する。
ウ 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ショート動画の視聴者にセミナー動画への視聴を促すための創意工夫及び制作本数について提案すること。
エ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ショート動画はターゲット広告やYouTube ショート動画・Instagram のリール・鉄道車両内のデジタルサイネージ等で使用する予定である。 ● ショート動画の時間は15秒を目安とするが、時間やフレームレートなどの詳細な仕様は協議の上決定する。 ● ショート動画には全編字幕を付け、無音でも内容が理解できるように工夫すること。

(3) YouTube用サムネイル及びバナー画像制作業務

ア 目的	(1)で制作したセミナー動画を多数視聴してもらうため、効果的なYouTube用サムネイル及び広告用バナー画像を制作する。
イ 業務内容	<ul style="list-style-type: none">● YouTube用サムネイル及び広告用バナー画像の制作に当たっては、それぞれ3案程度制作し、県と協議の上決定する。● セミナー動画1本につき1つ以上のYouTube用サムネイルを制作する。● セミナー動画1本につき1つ以上の広告用バナー画像を制作する。
ウ 提案内容	<ul style="list-style-type: none">● セミナー動画の視聴を促すため重要なツールであるYouTube用サムネイル及び広告用バナー画像の制作に当たっての考え方を記載すること。参考としてYouTube用サムネイル及び広告用バナー画像のサンプルもしくはこれまでの制作物を提出してもよい。● YouTube用サムネイル及び広告用バナー画像それぞれの制作数を提案すること。
エ 留意事項	<ul style="list-style-type: none">● YouTube用サムネイル及び広告用バナー画像のサイズなど詳細な仕様は協議の上、決定する。

(4) 県内市町村による移住関連動画の制作促進業務

ア 目的	本県の移住施策を効果的に促進するためには、県だけではなく県内市町村が各地域の特色を踏まえた移住セミナー動画やプロモーション動画など（移住関連動画）を制作・発信していくことが必要である。そこで、市町村職員に移住関連動画の効果などを説明し、市町村の移住関連動画の制作を促進する。
イ 業務内容	<ul style="list-style-type: none">● 県が開催する市町村向けの研修会において移住関連動画の効果や制作に係るポイント・留意事項などを説明する。
ウ 提案内容	<ul style="list-style-type: none">● 移住関連動画の有効性や動画の企画・制作の手順、動画を活用したプロモーションの実践例など、市町村が移住関連動画を制作する動機付けとなる内容を提案すること。
エ 留意事項	<ul style="list-style-type: none">● 研修の開催に当たり、市町村への通知や参加確認などは県が行うこととする。● 研修は現地開催又はオンライン開催のいずれかとする。● 説明に当たり資料作成費、講師謝金などが必要になる場合は、それらの費用は全て受託者の負担による。

なお、上表(1)から(3)の制作に当たり必要となる全ての業務（シナリオ作成、出演者・撮影場所等の選定・日程調整、撮影、取材、編集（加工、BGM、音声、テロップ、字幕、インサート動画等）及び(4)の実施に当たり必要となる全ての業務を委託するものである。

5 セミナー動画及びショート動画の規格

- (1) HD画質（解像度1280×720）で制作すること。
- (2) アスペクト比は、セミナー動画＝16：9、ショート動画＝2：3を基本とするが、契約後協議の上決定する。
- (3) セミナー動画及びショート動画各1本当たり容量は256GBを上限とする（県公式YouTubeチャンネル（サイタマどうが）で配信するため。）。
- (4) ファイル形式はMP4とし、当該ファイルを保存したUSBメモリ及び各動画が再生できるDVDを納品すること。
- (5) 各動画は、YouTubeが定める利用規約を満たしていること。

6 成果物

- (1) セミナー動画3本以上
- (2) ショート動画3本以上（セミナー動画1本につき1本以上）
- (3) YouTube用サムネイル3種類以上（セミナー動画1本につき1つ以上）、バナー画像3種類以上（セミナー動画1本につき1つ以上）
- (4) 完了報告書（電子媒体（PDF）で提出すること。）
※完了報告書には打合せ記録一式及び当該業務で制作した動画・画像等のデータを含む。

7 納期限・実施時期

- (1) セミナー動画、ショート動画、YouTube用サムネイル、バナー画像の納期限
 - ア 1本目 令和6年9月末まで
 - イ 2本目 令和6年11月末まで
 - ウ 3本目 令和7年1月末まで
- (2) 県内市町村による移住関連動画の制作促進業務の実施時期
令和6年8月頃
- (3) 完了報告書の提出期限
令和7年2月28日まで

8 納入場所

埼玉県 企画財政部 地域政策課 地域振興担当

9 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 権利の帰属
 - ① 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。使用する動画、写真、BGM、イラスト、掲載文言（以下「動画、写真、BGM等」）についてはその権利関係含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととし支払額は委託料に含める。
 - ② 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は原則として全て県に帰属するものとし、受託

者は著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、受託者が所有する動画、写真、BGM等を使用した場合、当該動画、写真等についてはこの限りではない。受託者が所有する動画、写真、BGM等を、県が成果物以外に使用する際には、県、受託者で協議・許諾等を要するものとする。

- ③ 本事業に使用する動画、写真、BGM等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
 - ④ 受託者は、県が成果物を使用するに当たり著作権者人格権を行使してはならない。
 - ⑤ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
 - ⑥ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。
- (2) その他
- ① 業務委託契約締結後速やかに制作計画書を作成し県へ提出すること。業務受託期間中は適宜事業の進捗報告を行い、県と綿密に連絡調整及び協議を行いながら制作すること
 - ② 本事業の企画、制作、実施に要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って本事業を実施すること。
 - ③ 制作に使用する施設及び出演者等との調整等については原則として受託者が行うこととし、県は適宜協力するものとする。
 - ④ 企画、出演者の選定、動画編集等各段階で複数回県が確認及び修正を指示する機会を設けること。
 - ⑤ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は県と受託者が協議して決定するものとする。
 - ⑥ 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は契約の解除等ができるものとする。
 - ⑦ 動画の使用期限及び編集制限を定めないこと。
 - ⑧ 納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

10 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県及び受託者双方が協議して決定する。
- (2) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び受託者双方で協議し対応を決定する。